

防衛省 地方協力局

局 長	山 内 正 和	様
次 長	豊 田 硬	様

北関東防衛局

局 長	筒 井 和 人	様
次 長	小 柳 真 樹	様
企画部長	窪 伍 朗	様
管理部長	天 野 久 昌	様
企画部次長	伊 藤 誠	様

米軍横田基地に関する要望書

平成24年8月9日

瑞穂町
瑞穂町議会

米軍横田基地に関する要望書

米軍横田基地は、日米安全保障条約に基づく在日米軍基地として、国防上、極めて重要な基地であると認識しているところであります。

我が瑞穂町は、昭和15年の陸軍多摩飛行場の設置以来、常に国政に協力し、終戦後も数次にわたる横田基地の拡張に応じてまいりました。

その結果、基地への提供面積は基地総面積の3割強、217万1千平方メートルに及び、まちづくりの大きな阻害要因となっております。

特に、当町は滑走路の北側延長線上にあるため、地域住民は通常の離着陸をはじめとして、基地の常駐機による旋回訓練及びヘリコプターの低空飛行等により、日夜騒音に悩まされ続けております。

また、町民は騒音被害のみならず、いつ起こるともしれぬ航空機事故などに不安な毎日を送っておりますが、防衛施設の維持、運用には理解を示し協力しているところであります。改めて、当町がおかれている耐えがたい実情を十分に理解され、下記の事項について実現されるよう強く要望するものであります。

記

1 軍民共用化反対について

町民は、横田基地が国防上重要な施設との認識の下、基地に起因する様々な障害に耐え忍んでおり、これ以上の騒音や事故による危険性の増大につながる軍民共用化には絶対反対である。

日米両政府は共同使用に関する適切な決定を行うとされているが、期限とされた平成19年10月を過ぎても何ら結果が示されてい

い。万が一、軍民共用化を推進するならば、基地そのものに対する反対運動が予想されるので、飛行直下に位置する地元自治体の反対の意向を尊重した適切な決定を強く要望する。

2 住宅防音工事の拡充について

- (1) 区域指定告示後に建築した家屋に対し、新 85 W E C P N L 区域について 5 年延長されたが、更に住宅防音工事の助成対象を拡充されたい。
- (2) 防音工事対象区域の指定値を、騒音被害の実態及び地形等を十分に考慮し、専ら住居の用に供される地域に対しての航空機騒音の環境基準である 70 W E C P N L に改正されたい。
- (3) 住宅防音工事の助成に当たっては、現在の住宅の建築状況並びに地球温暖化防止への環境意識の高まりに加え、基地内の米軍住宅整備でも使用するようになったことも踏まえて、複層ガラス等の高断熱の部材を現況を問わず採用できるよう仕様等の改正を図られたい。
- (4) 平成 22 年に行われた行政刷新会議の事業仕分けにより、住宅防音工事における事務の見直しが行われた。その結果、一般競争入札により事務委託業者が決定されるようになったが、これにより将来、新規参入業者が受託しても、住宅防音工事対象の住民に申請手続等でこれまでより負担が掛かることや、工事の遅滞をきたすことの無いように配慮願いたい。
- (5) 平成 18 年度に終了した太陽光発電システムモニタリング事業について、いまだ調査、検討の段階に留まっている。住宅防音に伴う使用電力量を削減し、対象者の経費負担軽減と環境にやさしいエネルギーの導入を促進するため、一般家庭等における太陽光発電システムの設置を住宅防音工事事業に位置づける改正等を早急に図られたい。

3 補助事業における採択基準等について

過去の騒音被害により騒音防止事業並びに民生安定施設整備事業（防音助成）を受けた町立小中学校及び公共施設の防音機能復旧並びに空調機能の復旧工事に関しては、平成24年度事案についても、昨年と同様に騒音測定の結果が補助基準に達していないとの理由により1件が不採択とされ、本年度要求したうちの2事案が同様の状況にある。しかしながら、米軍基地の運用は軍事上の理由から離発着の時間帯を知る術も無い。また、昨今のアジア諸国の緊迫化している情勢からも、基地の機能や運用に何らの変化も無く、今後、米軍の運用上いつ何時、機能の強化や運用の変更がなされるか予断を許さない状況である。

基地が人口の密集する地域に存在し、騒音のために施された防音工事及びそれに伴う附属設備の老朽化の機能復旧工事が、短期間の騒音測定値のみの判断で不採択となることは、到底納得できるものではない。

本事業については、騒音レベル及び発生回数のみの基準の適用ではなく、基地の存在及び運用に伴う様々な障害に対する対策であるという重要性並びに当町の実情を十分考慮するとともに、事業対象となる施設の運用に則した測定を実施し、採択されると共に、併せて、補助事業における事務の簡素化にも配慮願いたい。

4 新たな補助制度の創設について

基地の存在は、滑走路延長線上の土地利用の甚だしい障害となっているが、その補償は住宅防音の工事及び農耕阻害に対する損失補償に止まっている。平成14年には滑走路が改修され、基地に対して巨額な金額が投資された。町の中心部が、騒音被害や基地が所在することによる影響が甚大である当町に対し、今後この地域を整備するに当たり、これらの実情を考慮して応分の補助を措置されたい。

また、補助事業で設置した建物の維持管理に対する補助等、新たな措置が取れる制度の創設を図られたい。

5 現行補助制度の拡充

補助金の返還を伴わない既存補助施設の転用等については、一定期間経過後の報告により可能となったが、現状メニュー以外の住民ニーズに合った施設に変更できるように柔軟な対応を願いたい。また、地球環境に対する関心が高まる中、自然エネルギーの活用に関するメニューの一つとして、太陽光発電システム事業等が正式に補助事業メニューとなったことは評価されるべきことである。さらに、燃料電池システム等、自然エネルギー以外の自家発電システムも補助対象に含めるよう願いたい。東日本大震災を契機に太陽光発電システム等設置の気運が高まっていることから、今後もより一層の既存施設に対する補助制度の拡充を願いたい。

6 特定防衛施設周辺整備調整交付金について

滑走路北端に位置する当町は、常駐機だけではなく飛来機による離陸、着陸、急上昇及び低空飛行等による騒音被害は甚大なものであり、平成23年度においても環境基準を大幅に上回る状況である。ついては、これら当町の実情を十分に考慮し、特定防衛施設周辺整備調整交付金の積極的な増額を図られたい。

また、本交付金は、基地の所在が地域発展の阻害となっていることに対して交付されるものであるが、これらは施設整備のみにより解消されるものではないため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用除外とし、一般財源として活用できるよう措置されたい。

7 再編交付金について

「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」により交付される再編交付金についても、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用除外とし、一般財源として活用できるよう措置をされたい。

なお、本交付金は在日米軍再編に伴うものであり、従来の基地周

辺対策が後退することのないよう併せて措置をされたい。

8 常駐機等の市街地上空における低空飛行及び旋回訓練の中止について

昨今のサムライサージ訓練に代表される、C-130の市街地上空における旋回及び低空飛行は騒音のみならず航空機事故の危険性を伴う。町民が多く在宅している夕方から夜間に掛けての訓練も多いため、町民の精神的負担は甚大である。また、他の基地から飛来するジェット戦闘機の騒音は凄まじく、100dBを超える爆音であるため、市街地上空におけるこれらの訓練の中止を米軍に申し入れされたい。

9 ヘリコプターの飛行訓練の中止について

平成15年9月にヘリパッドが南側に新設されたが、当町の市街地において低空での訓練が未だに実施されている。ヘリコプター騒音は継続時間が長く、時には80dBを超えるため、町民の被害は甚大である。

また、横田基地所属のヘリコプターが平成16年から9度に及ぶ機体のトラブルが相次ぎ、町民はより一層不安を募らせているところであるので、市街地上空での訓練の中止を米軍に申し入れされたい。

10 情報提供について

平成23年10月に起きた横田基地所属ヘリコプターの緊急着陸、11月にはC-130による嘉手納基地上空での燃料放出等が起こり、また、平成24年2月と4月には横田基地所属の軍人軍属による傷害事件等、町民の不安が増大する事件が相次いでいるが、情報提供までに長い時間を要している。地域住民の安全確保には基地に関係する様々な情報が必要不可欠であるため、事件・事故の規模及び基地外への影響の有無にかかわらず、今後は迅速かつ適時・的確

な情報提供に努められたい。

特に、6月13日の沖縄防衛局の発表において、普天間基地に配属予定のオスプレイが日本本土に設定された飛行ルートで訓練を行うとあり、町民の不安が高まっているため、今後、日本での訓練内容、飛行コース等についても迅速かつ的確な情報提供を願いたい。

11 J R 八高線複線化事業について

東日本旅客鉄道株式会社では、J R 八高線拝島駅・箱根ヶ崎駅間の複線化事業を進めていたが、現在は米軍用地取得事業が中断している状況である。J R 八高線の複線化事業は、町民の悲願であり、町も全面的に協力しているところである。

そこで、東日本旅客鉄道株式会社の事業推進の際には、当該用地の確保に当たり特段の配慮を願いたい。

12 大規模災害への対応について

大規模災害時の幹線道路の寸断等を想定し、物資輸送、緊急時避難経路等として、北側部分に災害時用のゲート設置を図られたい。

貴職におかれましては、飛行直下に位置し、航空機騒音被害をより多く受けている当町の実情をご賢察の上、特段のご配慮をいただきたく要請いたします。

平成 2 4 年 8 月 9 日

東京都西多摩郡瑞穂町

瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

瑞穂町議会

議 長 青 山 晋

瑞穂町議会基地対策特別委員会

委 員 長 高 橋 征 夫